

李光濤・李学智編著

明清檔案存真選輯二集

神田 信夫

清朝の内閣大庫にあった檔案は、現在故宮博物院をはじめ各所に分散して所蔵されているが、中央研究院の歴史語言研究所にもその一部が存在する。一部とはいっても膨大な量で、同所では夙く一九二九年から整理を始め、整理の成ったものから順次鉛印に付し、『明清史料』と題して刊行してきた。

この『明清史料』は、戦後同研究所が台湾に遷ってからも続統と刊行され、すでに九十冊、九千頁の巨冊となつて、明清史の研究者に非常な嘉恵を与えている。

歴史語言研究所において明清檔案の整理が開始された当初から今日に至るまで、半世紀に近い長年月にわたつて孜孜として精力的に檔案の整理と刊行の事に努めてこられた同所研究員李光濤氏は、一九五九年『明清史料』とは別に「同研究所專刊之三十八」として『明清檔案存真選輯初集』という大冊を刊行された。これは同研究所々蔵の明清檔案の主要なもの百三十点を詔勅、瀋陽旧檔、弘光史料、台湾史料、外国史料の五類に分けて影印したものである。いったい檔案は印刷された書物と異り、殆どが書写されたものであるから、そ

の形式、筆勢、修正、書入れなどを知る必要がままあり、それには写真でない用を弁じない。その意味からも『明清檔案存真選集』の刊行は、檔案を利用する者にとって長年の渴を医やすに足る学界の慶事であった。しかし百三十点という数は、一冊の分量としては少いといえぬにしても、厖然山をなす明清檔案の文字通り九牛の一毛に過ぎないものであるから、引続き「二集」以下同様の形で重要な檔案が影印されるよう熱望しているうちに十余年経過した。ところが一九七三年に至りついに待望の「二集」が刊行されることになった。

今回刊行された「二集」は李光濤氏と同研究所の副研究員李学智氏の兩名の編著で、李学智氏は言うまでもなく長年滿文史料の研究に没頭されている篤学の士である。この「二集」は「老滿文史料」と題されているように、四種の滿文檔冊の写真と、附録として「滿文篆書式樣檔」の写真とを載せ、それに李光濤氏の序と李学智氏の解題とを掲げている。図版は計百二十二頁、序・解題・附図は計四十八頁で、「初集」と比べると約半分の量であるが、写真の印刷は格段に良く極めて鮮明であり、墨の濃淡はもとより紙質の状態さえもはっきりと窺えるほどである。両氏が本書の刊行に當つて払われた並々ならぬ労苦に対し、大いに敬意を表したい。

先ず「図版巻」は三十頁から成り、李学智氏の解題にみえるように、太祖朝の「紀功簿」檔冊の一部である。李氏によ

ればこの檔冊は元來摺子の形式で、故宮博物院現存の「寒字檔」の一部とも一冊であったが、乾隆朝に『滿文老檔』を重鈔した時には内閣大庫中に残留し発見されなかったものであるという。確かに「寒字檔」の一部、すなわち故宮博物院から影印本として刊行された『旧滿洲檔』の第四冊に収められている「寒字檔」の内一七五一頁から一七七六頁までの部分と、無圈点滿洲文字の字体も内容もよく似ている。因みに「寒字檔」のこの部分は、『滿文老檔』では太祖卷六十三(滿文老檔研究会訳註本ではⅡ九三三～九五一頁)に相当する。その内容はだいたい「何某は何処で戦傷を幾つ負ったので何兩の罪を免じ、何等」というものである。「凶版卷」と「寒字檔」とでは人名は全く異なるが、戦場の地名は俱にウラヤホイファなどが殆どである。ただ「寒字檔」では各パラグラフの冒頭に「ハンが言うには」という一句が冠されているのに対し、「凶版卷」にはその句がない。従って内容的には同様のものであっても、その形式は異なるわけで、両者が元來一冊であったか否かは遽かに断定し得ないのではなからうか。なおこの「凶版卷」の檔冊の用紙は高麗紙であるというが、李学智氏は檔冊中にみえる戦争の時期から考えて、これが書写されたのは万曆四十一年以後、同四十四年の間であろうと推定されている。『滿文老檔』の太祖卷六十三の表紙の題簽には、本巻の年次を天命九年或いは同年六月と記しているようであ

るが、内容上そのような年月次のもので確定し得るものがないことは既に今西春秋氏が述べられている通りである(滿文老檔の目次『東方学紀要1』所収、七五頁)。確かに記事の内容から考えれば李氏の言われる如くであろう。しかし実際に書写された年代については、なお『旧滿洲檔』をはじめ同種の檔案を充分よく比較検討してみる必要があらうかと思う。さらに李氏はこの檔冊の書写年代から發展させて、万曆二十七年にヌルハチが滿洲文字を創製したという実録の記事を聊か疑問視しながら認めると共に、正式に滿文による檔冊ができたのは、おそらく天命建元の前後余り遠くない時期であろうと述べられている。滿文の記録がいつから作られるようになったかは大きな問題であるが、その場合紙による書写だけでなく木牌の使用についても注意すべきであらう。

つぎに「凶版式」は、五十二頁より成り、明の公文書の用紙に無圈点文字で書かれた檔案である。『旧滿洲檔』所収の老滿文檔冊には高麗紙に書かれたものと明の遼東衙門の公文書を利用して書かれたものがあるが、「凶版式」は後者の方である。滿文はもとの用紙の表面、すなわち漢字のある面に書かれている場合もあり、またその逆に空白の裏面に書かれている場合もある。この凶版では裏面に書かれている場合は、漢字だけの表面の写真をも滿文のある裏面と共に載せている。さらに表裏両面とも滿文が書かれていない三葉も、漢字のあ

表面の写真を載せるなど細かい注意が払われている。従って「図版式」はすべて五十二頁であるが、その内満文のあるのは三十五頁である。

この「図版式」の内容は、李学智氏の解題に述べられているように、ヌルハチに対し諸大臣が忠を効す誓書で、『旧満洲檔』第五冊所収の「往字檔」の中に同種の記事がある。『満文老檔』では太祖卷七十五(Ⅲ一〇九―一二九頁)に該当するが、その標題には「諸大臣の誓いし書、年月記るさず」(今西前掲書、七七頁)とあり、そのもとの「往字檔」にも無論年月の明記がない。李氏は「晟字檔」(『旧満洲檔』第一冊所収)の天命四年七月八日の条(『満文老檔』I一六一―一六四頁)に諸大臣に誓書を提出させた記事のあるのに注目して、この「図版式」の誓書はその時のものであると言われる。「往字檔」にみえる各人の誓書の中には総兵官、副将、参将、遊撃、備禦などの職を有することを記しているものが若干ある。これらの職制は『満洲実録』巻六によれば天命五年三月に制定されたことになっている。もっともその記事は『満文老檔』にはみえず、制定の時期についてなお考うべき余地があるとしても、天命四年七月に果して存在していたか否か疑問である。また「往字檔」に記すムンガトツの誓書(『満文老檔』Ⅲ一―二二頁)は、その前後にある他の誓書とやや形式は異なるけれども、その文中に「戊年十一月に

誓った」という一句がある。戊年とは天命七年である。このような点から考えると、「図版式」の誓書を天命四年七月のものとして断定することに躊躇せざるを得ない。なお些細なことではあるが、李氏は天命四年七月に「遼陽、瀋陽を攻克した」後とか、同年「開原城及び遼陽、瀋陽を攻克した」後に「後にかに誓約させたと言われるが、ヌルハチが遼陽、瀋陽を攻略したのは天命六年三月の出来事である。

「図版参」は僅か七頁で、天聰五年初めて設立された六部の制度を記した無圈点文字の檔冊である。この檔冊は六部の創設に関するたいへん重要な史料であるが、既に一九六五年に李学智氏が故広禄氏と共同で発表された大著「老満文原檔与満文老檔之比較研究」(『中国東亜學術研究計劃委員會年報第四輯』所収)の図版中に全七頁の写真が掲げられている。そしてその本文中の附録に「清太宗初設六部考実」と題して、この檔冊の研究並びに満文全文のローマ字転写と漢訳が載せられている。この度の「図版参」の解題も右の「清太宗初設六部考実」の全文を転載したものである。

「図版肆」は十九頁から成り、無圈点文字の檔冊であるが、その鈔写の時期は、李学智氏の解題によると康熙年間であるという。確かに氏の言われるように、この檔冊は『旧満洲檔』所収のいわゆる「満文原檔」からの鈔録である。私があらためて調べたところによると、図版の第一頁が「洪字檔」の一

葉(『旧滿洲檔』第五冊、二一六四頁)を写したものである以外は、すべて「盈字檔」の鈔録である。すなわち第二頁の記事が『旧滿洲檔』第四冊一六〇一頁に、最後の第十九頁の記事が同書一六八〇頁にある。これを『滿文老檔』についてみると、第一頁は太祖卷七十四(Ⅲ一〇三頁)に、第二頁以下は同卷五十三から五十七まで(Ⅱ七七八―八四七頁)に入っている。その年次は、卷七十四は無年月であるが、卷五十三―五十六は天命八年六月、卷五十七は同年七月である。無年月の卷七十四の記事が実は卷五十三(Ⅱ七八八頁)中の記事の前に接続することは、曾つて私共が『滿文老檔』の訳註の中で指摘しておいたところである(Ⅲ一三三二・一三三五頁)。その際、原檔すなわち「洪字檔」にも残欠していて不明の月次は、前後の関係から推して六月としておいたが、この図版の第一頁には正しく六月と明記されている。李氏も言われるように、「図版肆」の檔冊は康熙年間の鈔録とはいえず、乾隆年間に『滿文老檔』が重鈔された時には、既にその原檔である「洪字檔」や「盈字檔」に残欠が生じていて、「原檔残欠」の黄箋を貼付した不明の文字も、康熙年間にまだ残欠がなかったとみえ、いくつか補うことができる。また李氏の指摘によれば、『滿文老檔』(Ⅱ八四三頁)には「原檔残欠」の表示がないのに、図版の第十二頁をみると実は一句脱落しているという例もある。もっとも『旧滿洲檔』第四

冊(一六七三頁)の該当箇所をみると、脱落した句の第一語の頭部がわずかに残っているが、『滿文老檔』で「原檔残欠」としなかったのは、その句の前で文章が完結しているのので、うっかり見落したのかも知れない。ともあれこの檔冊は李氏の言の如く原檔の残欠を補うに役立ち、貴重なものと言えよう。

ところで李学智氏は「図版肆」の檔冊を、康熙朝に「開國功臣伝」を纂修した際に輯録した史料冊であると考え、「大臣伝史料冊」と命名されている。その理由は、この檔冊の末尾に有圈点滿洲文字で *dorgi yamun i tongjia fuka aku dangse*、漢字で「内閣無圈点檔子」と記されているところから、内閣が設置されていた時期(完全に確立するのは康熙九年以後)に書かれたものであることと、檔冊の上欄に本文中に見える人名や記事の要点がまま漢字で記されていることにあるようである。そして李氏は「開國功臣伝」の編纂の経過を述べているが、この檔冊からその際のものとは断定できる直接的な根拠は見当らない。なお李学智氏の解題の前にある李光藻氏の序によると、この檔冊は奏本紙に書かれたもので、恐らく乾隆年間に整理した時の謄録本であろうという。両者の意見に相違があるが、私は鈔写の時期は李学智氏の言われるように康熙年間であろうと思う。というののは乾隆六年になるといわれる「滿文原檔」によって先ず「無圈点字書」が作

られ、ついでこの原檔を裏打ちして装幀したのであるから、当時既に残欠していた個所がなお完全ならば、それより相当以前であるに違いない。康熙朝には「滿文原檔」は今日伝えられているものよりもっと完全な状態で残存していて、しかも単なる過去の歴史的な記録ではなく、実用性のあるものとして活用されていたのであった。曾つて三田村泰助氏が研究されたように（『清朝前史の研究』二六二—二六九頁）、或る「世管佐領執照」と称せられる滿文の文書には、佐領の承襲の資格を裏付けるため康熙二十四年ころ内閣に貯えた「無圈点檔案」を調べたとある。また東洋文庫所蔵の『鑲黃旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』には、康熙四十四年に吏部庫内に保管する「叙功襲職陞官無圈点清字案」の中にみえるエイドゥの自述を漢文に翻訳した文章が収録されている。このように少くとも康熙年間には、無圈点文字の檔案が内閣や吏部に備えられていて閲覧に供され、実用性をもっていたのである。「図版肆」の檔冊も或いは世職や佐領の承襲などの現実の必要から鈔録されたものではなからうか。

つぎに附録の「篆写滿文」と題する図十四頁は「滿文篆書式様」と命名されているように、乾隆年間に印璽の滿文篆書体を新たに定めた時の檔冊で、大学士傅恒と礼部の漢文奏本及び滿文篆書印信図様十個から成っている。その解題にはヌルハチ以来の印璽について述べられ、印影が附図として掲げ

られている。

さて順序が前後したが、本書の巻頭に載せられている李光濤氏の序には、先ず初めに先年「初集」に図版として載せられた「天命丙寅老滿文語命」の滿文が当時よく理解できなかったというので、新たに李学智氏の手になるローマ字転写とその逐語漢訳が紹介されている。その滿文について李学智氏が *sein gamambi* と転写し、「砍（殺）拏去」と訳されているのは *sein i gamambi* 「法により処置する」とすべきではなからうか。ついで李光濤氏は印璽の滿文篆体に関して、三種の朝鮮国王の金印について述べ、その印影を図で示している。さらに李氏は老滿文の由来と新滿文の制定に関連して、エルデニとダハイの事蹟を考え、エルデニは蒙古人の子孫で初め北京に住んで相当に漢化し、その後遼東に常に往来し、遼東の漢人の叛將に随つてヌルハチに投降したものの、ダハイは元來遼東の漢人で、幼時に女真人に捕えられたものではないかと疑問を呈している。李氏も言われるようにその直接の論拠はなく、やや武断に過ぎる恐れはあるが、彼等が早くから蒙古人や漢人と関係のあったことは充分認められよう。最後に李氏は老滿文の書かれている明代の公文書に言及して、それを遼東巡按衙門で保存されていた嘉靖年間の文書で、ヌルハチが遼陽を攻略した時に奪つたものであるとし、捺されている模糊とした印信は「巡按山東監察御史印」と認められ、文

書に見える巡按の官に於った賈、劉、張の三姓は賈大亨、劉廷儀、張鐸であるなどと論じている。

以上本「二集」の内容を紹介しつつ徒らに妄評を陳ねてきたが、何か取るところがあれば幸である。思えば私は過去十余年間に何度か中央研究院を訪ね、李光濤氏や李学智氏の好意により、本書収載のものも含めて満文或いは漢文の重要な檔案をいろいろ見せて頂いた。感謝に堪えないところである。両氏が貴重な史料を次々と研究して公刊され、世界の学界に大きく寄与されているのは真に頼もしい限りである。今後にも引続き無圈点満文史料をはじめ影印の必要性の高い檔案を、できるだけ多く刊行されるよう希望してやまない。

追記 右の書評の脱稿後、『明清檔案存真選輯』の「二集」を入手することができた。本集は李光濤氏一人の編著で、「瀋陽旧檔」「流賊史料」「洪承疇史料」「鄭成功史料」「外国史料」の五類に分けて、すべて百四件の檔案の写真を収めている。奥付によれば「二集」の発行が中華民國六十二年（一九七三）十一月であり、「三集」のそれが同六十四年（一九七五）二月であるから、僅か一年有余の間隔をおいてこの両集が相次いで刊行されたわけで、慶賀に堪えない。「三集」の内容の詳細については、いま紹介する暇がないので他日に譲りたい。

植木野 宣著

清代重要職官の研究

山根 幸夫

本書は群馬大学教授植木野宣氏が、長年にわたって研究してきた清代重要職官の研究、およびそれに先行した清代「緑旗兵制」の研究を集大成したものである。なお、付言すれば、本書は同氏が東京教育大学へ提出した学位論文の全貌でもある。

著者が、最初に採りあげたのは「緑旗兵制」であった。清代の兵制としては、「八旗」制度は比較的早くから、多くの研究者によって注目され、採りあげられてきたが、漢人のみを対象とした緑旗兵制は——その軍事的意味も薄かったせい——従来ほとんど無視され、顧みられなかった。然し、著者も指摘するように、緑旗兵は「主として異民族統治下の大小の治安維持に任じ」「たえず地方民と接触」する存在であった処から、清朝社会を考察する上に、見落すことのできぬ制度である。それ故、植木野氏の緑旗兵制に関する研究は、貴重な成果というべきであろうが、本書の標題も示している通り、著者がより重点をおくのは、ここ十余年にわたって専攻してきた清朝重要職官の研究である。それ故、筆者もこの